

の覚醒から民間が設立した元山学舎について分析し、第4章では、日本系学校教員養成の出発点である官立日本語学校の教育活動について検討した。そして第5章では、開国直後の教員養成のまとめとして黎明期の教員養成と教師像について論じた。

第Ⅱ部では日清戦争後、日本が韓国の教員養成に森有礼の「三気質」主義教員養成を移入する中で、民族主義教員養成がどのように台頭してきたかを解明した。第1章では、日清戦争の産物である甲午改革と教育の近代化を通して、本格的な教員養成の歴史的背景を考察した。

第2章では、日本の「三気質」主義教員養成の先行研究を検討した結果、「三気質養成」は、教員養成よりも「模範で新しい日本国家形成」を目指したことを明らかにした。

第3章では日本での、「三気質養成」をめぐる教員養成論争の検討を通して、“Normal Method”を中心とする教員養成の固有性が追求されたことを明らかにした。また、対韓国植民地教員養成論の検討を通して、日本語教育と実業教育とを通して、植民地教育に協力できる教員の養成が論議されたことを確認した。そして、韓国の外交使節団が外国の教員を模倣して、東西折衷的な教員養成論“Normal Method”による教員養成の方法論を提出したことを検討した。

第4章では、漢城師範学校の創設経緯と「三気質養成」の移入過程を明らかにした上で、「三気質養成」の重要な手段である兵式体操が民族主義教員養成の「兵式体操」へと変質していく過程とその意味を考察した。そして、民族系学校で挫折した「三気質養成」が日本系学校で本格的に展開された実態を分析すると共に、愛国志士徐載弼が宣教系学校から推進した民族主義教員養成に対して、教員養成の固有性の問題を提起したことを明らかにした。第5章では、甲午改革以後の教員養成のまとめとして、開化期の教員養成と教師像について論じた。

第Ⅲ部では、日露戦争による日韓保護条約後、教育救国運動の一貫として展開された民族主義教員養成の論理と実践について考察した。第1章では、日韓保護条約と統監府の基本的教育政策を通して、教員養成政策の構造と実態とを明らかにした。

第2章では、日本政府、統監府、教育団体等の各種の教員養成論を分析した結果、日本語教育、実業教育、そして日本文化を普及できる教員養成の在り方が、植民地教員養成の理論として形成されていたことを検証した。

第3章では、三系統学校の教員養成の実態を分析した。その結果、日本系学校では、井上毅の「教育勅語」に基づいた「教育者精神」が移入されたことが判明し、その経緯と意味を明らかにした。また甲午改革後、“Normal Method”が「各科教授法」の形態で表れ、3R'sのみに適用されたが、日韓保護条約以後は、すべての学科に適用され、教員養成の固有性が追求されたことも解明した。

宣教系学校では、「私立学校令」の公布を契機とする統監府と宣教師の妥協、それに対する生徒の抵抗と民族主義教員養成の実施、そして宣教系学校と民族系学校との統合過程を分析した。

民族系学校では、教育救国運動の展開による民族精神の具現を求める民族精神主義教師論が台頭したことを検討した。さらに、民間・学会による民族主義教員養成についても考察した。また、教員養成の中心人物である張庸震の開発教授法、畿湖学校の「各科教授法」の導入を通して、民族系学校においても教員養成の固有性が追求されたことを明らかにした。

最後に、第4章では、日韓保護条約以後の教員養成のまとめとした、民族主義教員養成の成立過程とその教師像についてまとめた。

以上の考察から、韓国近代教員養成史において、この時期は韓国の歴史的転換期に位置づけられ、日本からの「三気質養成」と「教育者精神養成」の移入、韓国での民族主義教員養成の台頭による人物養成重視を特質と捉えることができる。他方、近代的教養が重視されつつも教職の専門的知識・技術までは十分に追究されなかったことも明らかにした。

論文審査結果の要旨

本論文は、第一に、韓国における宣教系・日本系・民族系の三系統の学校を対象として、その教員養成の実態を分析し、第二に、日清戦争以後、日本の韓国教員養成に対する思想的・制度的影響とその変質過程を分析し、第三に、日韓保護条約後、民族主義精神養成を最重点に置く教員養成に質的転換を遂げたことを解明することによって、韓国近代学校における民族主義教員養成の成立過程を明らかにした。

従来、韓国近代教員養成史に関する研究は、日本ではほとんどなく、韓国においても極めて少ない状況である。韓国での先行研究は、韓国側の資料のみを使用し、しかも制度的研究に限定されていたが、本論文では、初めて日本側の資料を本格的に用いて、教員養成の思想及び実践まで追究している。韓国近代教員養成史解明に不可欠な日本側の資料を駆使したことにより、本論文は、教員養成理論、カリキュラムそして教育者精神主義等における日本からの影響関係を分析することによりかなりの程度成功している。とりわけ、日本の師範学校令で規定された兵式体操の韓国への導入過程及び民族主義教員養成への質的転換の過程の分析は刮目に値する。

しかし、不十分な点がないわけではない。第一に、森有礼の三気質論とその師範学校令規定への反映そして韓国への受容過程での質的変化の把握に関する問題点である。ただし、この問題は、森有礼研究において、評価の分かれる論点を含んでいることと、本論文の主題と距離があることも考慮する必要がある。

第二に、カリキュラムにおける教科の学問領域構成は、養成される教員の教養形成を分析する上で重要であるが、資料的制約から学領域の区分けが不明瞭になり、教員養成のカリキュラム分

析でも難点が残ったことである。

第三に、教員養成の固有性を追究する視点の立て方についてである。即ち、本論文では、教科専門・教職専門教養の形成だけが近代的教員養成として重視され、教育者精神養成に対して否定的認識が前提とされていることである。教師としてのエートス形式という観点から、しの否定面のみならず積極面を捉える事も必要ではないか、ということである。

第四に欲を言えば、近代的教員養成が成立するまで、韓国の教師形成にはどのような可能性が存在したか、教員養成の近代化の過程で得たものと失ったものは何であったか、この点を周到にふまえるならば、より豊かな研究成果になったのではないか、という指摘である。

本審査委員会は、以上のような指摘をしつつも、前記「論文内容の要旨」で明らかにしたように、本論文が優れた研究成果であることを疑うものではない。それどころか、本論文が韓国近代教員養成史の礎を築いたものとして評価したい。本論文は、先行研究にはみられない、丹念な資料収集と分析に基づく実証的な研究であり、かつ、教員養成固有の教育の在り方について根気よく追究した研究として評価できる。日韓比較によって日本の影響を詳細に証明できたことは、先行研究にはない貴重な成果である。さらに、宣教系・日本系・民族系三系統の学校が、民族主義精神養成を中核にした教員養成に質的転換をとげる過程の分析においても優れた知見が得られた。

本論文によって、韓国近代教員養成史の成立はかなり明らかにされ、学会に大きく貢献するものと評価出来る。

以上の評価によって、本審査委員会は、博士（教育学）の学位を授与するに適當であると認める。